

石川県PTA安全会

平成25年2月22日発行 第11号 石川県PTA安全会発行

【特集】ケータイモラルキャラバン隊

二月二日(土)、地場産業振興センターで「ケータイモラルキャラバン隊研修会」が開催されました。子どもたちをケータイやスマホの危険から守り、正しい情報モラルを身につけてもらうためには、まずわたしたち大人自身が正しい知識を学ぶ必要があります。研修会の模様をのぞいて見ました。

1、行政説明・情報に関する取り組み

文部科学省では、実態の把握、子どもや保護者への啓発、情報モラル教育の推進などの事業を行っています。今回のケータイモラルキャラバン隊の事業も文部科学省の委託を受けて実施されたものです。



総務省では、ケータイやスマホの安全な利用環境の整備に向けて取り組んでいます。「eネットキャラバン」等を通じて、地域における啓発活動も行っています。

2、講演：情報社会を健やかに生きる子どもを育むために

講師は尾花紀子氏(ネット教育アナリスト)です。今話題になっている「スマホ18の約束」をアレンジしながらの講演でした。見守る側としてできること、知っておきたいことのヒントをいっぱいいただきました。項目だけが掲載します。

▼スマホをケータイの進化版と思うのは大間違い。「通話機能付きパソコン」と考えよう。
▼相手の状況を想像できる思いや

りのあるコミュニケーションをする。「メールの返事がすぐに来ない!」とイライラする子がいるが、これも友達の状態を考えられないことが原因。

▼本場に必要な時期かどうかを見極めるための会話を。仮に持たせるにしても、保護者が管理しながら使わせる「試用期間」を設けよう。

▼メールやネット上の文章ならやり取りできるのに、面と向かって話すのは苦手な子にしない。

▼相手に面と向かって言えないことや、相手の親がいるときに言えないことはメールでもチャットでも言わない。

▼メールやネットでのコミュニケーションにもルールがある。

▼スマホになるとフィルタリングも単純ではない。ケータイのフィルタリングと仕組みが違う。

▼子どもは身近な大人を見て学びながら育つ。正しい使い方ができる保護者が賢く使える子どもを育てる。



▼スマホに依存しないで、自分の目で見て、自分の耳で聞いて、自分の頭で考える。

▼ルールは常に子どもと会話をしながら、成長と必要性に応じて柔軟に変更してあげよう。でも大人の都合で物差しを曲げないこと。

▼社会生活のルールやマナーと情報モラルは表裏一体の関係であることを学んだ講演でした。

3、パネルディスカッション

コーディネーターは曾我邦彦氏(日本PTA全国協議会元会長)です。

「子どもたちが情報社会に向き合うために、大人がやるべきこと」と題してそれぞれの立場から意見を述べ合いました。

○石倉喜八朗氏(石川県教育委員会 石川県では「小中学生には原則としてケータイを持たせない。フィルタリングをつける。」という取り組みを行っている。同時に情報モラルの教育を学校で取り組んでいるし、家庭向けに啓発活動も行っている。

○松寺麗子氏(石川県PTA連合会)「ケータイのリスクを伝え、正しい判断ができるまで持たせない」というのが石川県P連の基本的な考えである。しかし深く考えないまま持たせてしまっているのが現状ではないか。今日改めて親の考えを子どもにきちんと伝えていくことが大切だと感じた。

○米田謙三氏(羽衣学園高等学校教諭)「高校生熟議」に参加する中で、高校生は大人に何をしてほしいか提言している。例えば、ネット社会の怖さをきちんと教えてほしい。大人自身も情報の正しい知識を学んでほしい。子どもと大人とルールについて話し合ってみようなど。彼らなりに情報社会の危険性を認識している。

○尾花紀子氏(講師)「高校生熟議」に参加している生徒たちは、はじめからそうだったわけではなく、熟議を重ねて正しい考え方に到達した。子どもたちに考える時間を与え、話し合い、判断力を身に付けさせることがこれからは重要になる。

○川又竹男氏(文部科学省青少年課長)文科省は子どもたちが豊かな自然体験ができるように後押しをしている。それは危険を察知する能力などを養ってほしいからである。情報社会の危険を嗅ぎ分ける力も、自然に触れ、実体験を積むことで身に付くのではないかと。

参加者の声

▼スマホはもろろん、急速な情報機器の発達に親のわたしがついていけず、子どもがトラブルに巻き込まれないか本当に不安です。ケータイも含め、知らない人とながらることのすばらしいこと、楽しいけれど危険がつきまとうこと、情報機器を使いこなせるモラルの向上が必要と痛感しています。

▼世の中の技術進歩は想像以上に早く、ついていくのはかなり大変ですが、少なくともわが子にはいろいろと話し合える程度には勉強を続けていきたいと思っています。これまでは危険だから持たせない、使わせないというふうだったが、子どもたちを取り巻く状況は自分を知っていることよりもはるかに超えています。自分で判断する力や、コミュニケーションをとる大切さなどを教えていただき勉強になりました。

▼わたしは小中学生にケータイは不要だと思います。小中学生の時期は、地域や家庭でのつながり、リアルなコミュニケーションを大切にしてほしいと思います。

▼自身が持っているスマホも使いこなせなく、今後子どもが持つようになったとき、何が危険なのかも分かっていませんでした。親として義務・責務・親のルールなど、今日のシンポジウム参加はわたしにとってたいへん勉強になりました。この情報は広く保護者に知ってほしい内容でした。

石川県PTA安全会の事業内容

石川県PTA安全会は、安全啓発活動や会員の研修を行ったり、PTA活動中の傷害補償や主催者としてPTA活動中に生じた賠償責任について補償をしています。

一、PTA安全会補償制度 傷害の場合について

活動中の怪我は避けなければなりません。PTA主催のバザーやけいこをした。

・PTA主催のバザーやけいこをした

・資源回収中に車のドアに指先を挟んだ

そんな場合に程度に応じて給付金が支払われます。給付金の種類としては、「死亡」「後遺傷害」「入院」「手術」「通院」などがあります。

対象となるのはPTA会員はもちろん、会員と同居の親族、会員の代理者も補償の対象です。ただし子どもの場合、学校の正規の教育活動中に生じたけいこは対象になりません。(日本スポーツ振興センター)で補償)

対象となるのは「PTA活動中のけいこ」であることが条件です。

二、PTA安全会補償制度 賠償の場合について

次のようなケースが考えられます。

- ・草刈機で除草作業中に、飛んだ石で車を傷つけた
- ・風でテントが倒れ車を破損した
- ・研修視察途中ガラスケースを割った

このような場合などが賠償の対象になります。こちらも「PTA活動中」ということが条件です。

ただし自動車の運行・管理に起因するものは対象となりません。

車の所有者が加入している自動車保険をご利用下さい。

けいこが、事故の際の手続きですが、まずはそれぞれの学校の担当(たいていは教頭先生です)に相談して

ください。PTA安全会では担当者からの連絡を受けたのち、申請書などの関係書類をお送りします。

三、安全啓発事業について

PTA安全会にはもうひとつ大切な事業があります。安全啓発事業とい、子どもたちの事故やけいこを未然に防止するための取り組みです。事業費の一部として、各市町P連に対し、五万円ずつ助成しています。

平成二十四年度の事例を紹介します。

一、講習会や研修会の開催

- ・交通安全に関する講習会の開催(加賀市)
- ・自転車安全教室の開催(七尾市)
- ・心配蘇生法やAEDの講習会(多敷)

二、安全マップの作成(能美市)

- ・不審者対策のための「さす股講習会」(珠洲市)
- ・交通安全のための備品購入
- ・通学路に「飛び出しぼうや」を設置(能美市)
- ・交通安全のぼり旗を購入(白山市)

三、新入児童にランドセルカバーを贈呈(金沢市)

- ・標識、カラーコーンなどの購入(多数)
- ・不審者対策のための備品購入
- ・見守り隊の黄色いベスト、腕章など購入(多数)
- ・防犯のための照明器具の設置(小松市)

四、災害時の安全対策事業

- ・非常災害時に備える記録誌の購入(小松市)
- ・非常災害用ラジオつきライトの購入(輪島市)
- ・防水ラジオを購入・配布(志賀町)

給付金の支払い状況

給付金の支払い例 (平成24年度)

傷害の場合

- ・親子レクリエーションのキャンプ中、突き指をした。(11歳男児)
- ・学年行事のキックベースボール中、肉離れを起こした。(母親)
- ・親子レクリエーションでハンカチ落としをしていて肉離れを起こした。(父親)
- ・リサイクルでの活動中、腕と頭部に創傷を負った。(7歳男児)
- ・運動会のPTA種目出場中に手を剥離骨折した。(父親)
- ・親子除草作業中にはちに刺された。(父親)
- ・スキー合宿で足のじん帯を損傷した。(父親)

賠償の場合

- ・資源回収の活動中、犬に驚いて家のガラスを割ってしまった。
- ※給付金額は通院の回数や手術の有無によって異なります。

給付金の支払い状況

年度	傷害の給付		賠償の給付	
	件数	補償金支払額	件数	賠償金支払額
13	80件	2,260,000円	1件	44,880円
14	47件	1,360,000円	5件	164,775円
15	57件	1,837,000円	1件	36,695円
16	49件	608,000円	1件	16,000円
17	75件	2,412,000円	1件	341,077円
18	50件	1,162,000円	0件	0円
19	48件	2,182,000円	4件	103,271円
20	44件	1,757,000円	3件	130,780円
21	30件	1,035,000円	3件	159,998円
22	39件	1,069,000円	0件	0円
23	36件	741,000円	2件	76,225円

※平成24年度はまだ支払いが完了していません。



あなたのとに

共栄火災の自動車保険



KAPくるまるのポイント

- わかりやすい保険料** 免許証の色や、運転される方の年齢などで保険料が変わります！「KAPくるまる」は運転される方の範囲にあわせて保険料設定が可能です。
- 人身傷害** ご契約のお車に乗車中はもちろん、お客様やご家族の歩行中などの自動車事故によるケガでも、「KAPくるまる」ならお客様の過失分まで補償します。
- お車に関する補償** 車両保険にエクセレントサポートをセットするとさらに安心アップ！お車の事故や故障時の代車費用など補償がより万全になります。
- 賠償** 万一の高額賠償の事故に備え、賠償保険金額は、対人・対物事故どちらも無制限です。

年齢条件の適用範囲 ゴルフ帰りに、後輩に運転を代わってもらったら事故に。しかも、後輩は29歳なのに自動車保険の年齢条件は35歳以上限定補償…。こんなときでも、「KAPくるまる」なら補償されるので安心です。

他車運転危険補償 お客様やご家族の方が、お客様やご家族以外の方のお車を借用運転中に起こされた対人賠償・対物賠償・車両事故について、ご契約のお車の契約条件と同様に補償します。借用自動車の車両事故は、車両保険をご契約されており、借主に対して法律上の賠償責任が発生する場合には限り補償します。(借用自動車の保険に優先して保険金をお支払いします。)

さらに！「KAPくるまる」の全てのお客様はロードサービス「レスキューダイヤル助っ人くん」をご利用いただけます！
「KAPくるまる」の詳細内容等については弊社にお問い合わせください。

共栄火災海上保険株式会社

<http://www.kyoeikasai.co.jp>

北陸支店 金沢支社(第一チーム)

〒920-0919 石川県金沢市南町5-16

TEL 076-261-9297 FAX 076-261-5712

承認No. B1220821A1758-20130205